

# 地域密着型サービス事業者及び地域密着 型介護予防サービス事業者公募要領

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

平成27年度募集

平成27年10月

米子市

683-8686

米子市加茂町一丁目1番地

米子市福祉保健部長寿社会課

電話 0859-23-5156

FAX 0859-23-5012

## 1 募集概要

### (1) 趣旨

米子市第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき小規模多機能型居宅介護を、地域バランスに配慮しながら、よりよいサービス提供ができる事業者を選定するため、指定申請に先立って候補事業者の公募を実施します。

### (2) サービス種類

サービスの種別	募集予定数
(1) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護	1施設 (定員29人)

### (3) 開設年度

平成28年4月1日までに事業を開始するものを募集します。

※3ページ4(4)を参照。

### (4) 対象日常生活圏域及び募集整備量

中学校区	施設数
箕蚊屋中学校区 (事業所を設置する場所は、米子市の区域とする。)	1

※本市では、中学校区を日常生活圏域の単位として設定しています。

### (5) 提出物

別添様式集の「提出書類一覧表」のとおり、提出期限までに正本1部、副本(コピー可)9部を提出してください。

○各書類は番号順に仕切紙で分けて、A4フラットファイルに綴じること。

(仕切紙には書類番号を明記したインデックス見出しを付けること)

○提出書類は、A4判とする(両面印刷、両面コピーは可)。ただし、設計図等の図面類はA3判をA4折(青焼不可)とする。

○A4判より小さい証明書等はA4判白紙に貼り付けること。

○表紙、背表紙に、事業所名、法人名を記載すること。

○提出書類は、通しのページ番号を付けること。(仕切紙や白紙面等はページ数に含めない)

○様式にある枠については、必要に応じて拡大、縮小は可とする。

### (6) 提出先

米子市福祉保健部長寿社会課介護給付係

(米子市加茂町一丁目1番地 電話(0859)23-5156)

※電話で日時を予約したうえで持参すること(郵送不可)

## (7) 募集受付期間

平成27年10月2日(金)～平成27年10月30日(金)

※土、日、祝祭日を除く。午前9時～午後5時

## 2 応募要件

- 書類の提出及びプレゼンテーションは、事業を行う法人が行うこと。
- 一事業者につき事業計画の提出は、同一日常生活圏域で一つまでとすること。
- 上記を満たしていないと認められる場合及び提出書類に不備・不足があった場合は、審査を行いません。
- また、以下の項目については1項目でも欠けている場合は選定時に失格となりますので、よく確認してください。

1	応募書類提出時に法人であること。また、介護保険法第78条の2第4項各号(指定地域密着型サービス事業者の指定)及び第115条の12第2項各号(指定地域密着型介護予防サービスの指定)に該当しないこと
2	事業所の設置場所は、米子市が指定した日常生活圏域とすること
3	「米子市指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「米子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」を遵守すること
4	土地・建物とも都市計画法、農振除外、消防法等の許認可等が得られる見通しであること
5	土地・建物は自己所有又は権利関係図書等で確実に確保できることが確認できること
6	土地は、土砂災害防止法の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されていないこと
7	事業所の運営収入が確保されるまでの運転資金として、年間事業費(人件費及び経費(直接介護費・一般管理費))の12分の3以上に相当する額を確保できていること
8	直近の貸借対照表または、これに準ずる書類において、債務超過になっていないこと
9	資金計画及び収支計画が適正であること
10	現に介護保険サービス事業を運営していること
11	米子市が定めた期間内に事業を開始できること
12	事業者が、市税を滞納していないこと

## 3 候補事業者の選定について

(1) 選定スケジュール(審査及び選定結果通知の時期については、変動する可能性があります。)

平成27年10月 2日	申込受付開始
平成27年10月30日	申込書受付締切り
平成27年11月	米子市地域密着型サービス運営委員会において審査(プレゼンテーションを含む)
平成27年11月	決定及び選定結果通知

## (2) 選定基準について

選定における評価は、「米子市地域密着型サービス事業者選定基準」のとおりであり、基準の別紙1「1 必須項目」を必須条件とし、「2 評価項目」について採点します。この選定基準を踏まえ、米子市地域密着型サービス選定委員会において審査（プレゼンテーションを含む）します。

評価は、各応募事業者が提出した申請書や図面等をもとに行いますので、分かりやすく正確に申請書等を記載してください。記載されていない事項がある場合は、その事項は評価されない場合がありますので注意してください。

なお、審査等の結果、選定事業者を「無し」、とする場合もあります。

## (3) 選定後の事業所指定について

候補事業者として選定された事業者は、速やかに施設の準備（新築・改修等）を進め、人員配置等の準備を完了したうえで、指定申請を行ってください。

応募時の提出書類にある工程表どおり、各種手続き、建築工事等が行われているかどうか確認するため、進捗状況を報告していただきます。

また、事業計画に変更が生じる場合は、事前に長寿社会課と協議してください。ただし、選定基準に関わる事項の変更については、原則認められません。

なお、指定申請内容審査の結果、指定基準等を満たしていない場合や、指定申請書の各事項が公募申請書等を下回る場合は、指定しない場合があります。

評価項目及び評価の目安は別紙のとおりです。

## 4 事業所開設に伴う補助金

整備費については、国の地域医療介護総合確保基金を活用した補助事業（以下「整備補助金」という。）による事業者への支援を行います。

### (1) 対象経費

建築費及び改修費、開設準備経費（自動車を除く）

注1）整備補助金の交付の対象となる者は「開設事業者」です。土地所有者等（開設事業者でないもの）が直接建設する場合については、補助の対象とはなりませんのでご注意ください。

注2）設計費用は、補助の対象には含まれません。

### (2) 補助額

1 事業所当たり 36,347千円（上限）

（施設等整備への助成 32,000千円、開設準備経費の支援 4,347千円）

### (3) 施行事業者選定方法

米子市建設工事執行規則（平成17年米子市規則第106号）に準じて、一般競争入札又は公募型指名競争入札（5社以上）のいずれかにより執行してください。

### (4) 交付条件

整備補助金の交付を受ける場合は、平成28年4月1日までに事業を開始することが条件となります。

ただし、農振除外手続き等特別な事由が認められる場合は、国の承認を得た上で、工事完

了期限を最長で平成29年3月31日まで延長できます。

注) 米子市が実施する完了検査に合格したときが工事の完了となりますので、ご承知ください。

## 5 注意事項等

### (1) 選定の結果

申し込みのあった全ての事業者に平成27年11月以降(予定)に選定結果を通知するとともに、米子市ホームページにて公表します。

選定結果は最終的なものを公表します。途中経過は公表しません。

### (2) 選定の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は、選定を取り消すことがあります。

- ①設置候補者が申し込み時に提出した資料、プレゼンテーション結果等について、その内容に虚偽又は事実と著しい相違があると認められたとき
- ②施設設置予定地に変更が生じたとき
- ③事業主体となる法人に変更が生じたとき
- ④定員数の変更が生じたとき
- ⑤施設平面図に重大な変更が生じたとき
- ⑥米子市が定めた期間内に事業を開始することが正当な理由なく明らかに困難と認められるとき
- ⑦設置候補者が建設用地の確保又は建設に必要な資金の調達が明らかに困難と認められるとき

### (3) その他注意事項

○申込書類について、受付期間経過後の資料の追加提出、差し替え等はお受けできません。

○事業者の選定等にあって米子市が必要と認める場合、追加資料の提出を求めることがあります。

○介護保険法、建築基準法、都市計画法、消防法及び条例等の法令を遵守するとともに、関係機関と十分に協議を行ってください。

○提出された申込書類は返却しません。(今回の選定以外には使用しません)

○申込書作成、市場調査等に伴う諸費用は、全額応募事業者負担となります。

○候補者として選定された事業者は、指定が確定されたものではありません。基準条例等に該当しない場合は、指定を行いません。

○選定状況に関して、照会等は一切応じられません。応募事業者やその関係者から照会等があった場合、その態様によっては選定対象から除外することがあります。

### (4) 問い合わせについて

問い合わせについては、法人の代表者、または計画の内容について熟知している法人内の方が行ってください。

○選定基準、公募全般に係る質問の取り扱いについては、次のとおりとします。

#### ①質問受付期間

平成27年10月2日（金）～平成27年10月20日（火）

（土、日、祝祭日を除く。午前9時～午後5時）

②受付方法

「公募に関する質問書」に簡潔に記載し、FAX、E-Mail 又は持参で、下記の問い合わせ先まで提出してください。ただし、FAX 又はE-Mail の場合は、必ず着信の確認をしてください。

③回答方法

質問者に FAX 又はE-Mail で回答するとともに、取りまとめて米子市ホームページに随時掲載します。

○個別の応募案件について、米子市が定める基準条例の適合の可否に係る質問は、電話で日時予約をした上で、長寿社会課で直接相談をしてください。

①相談受付期間

平成27年10月2日（金）～平成27年10月30日（金）

（土、日、祝祭日を除く。午前9時～午後4時）

○問い合わせ先

米子市福祉保健部長寿社会課介護給付係 米子市加茂町一丁目1番地 電話（0859）23-5156 FAX（0859）23-5012 E-Mail : choju@city.yonago.lg.jp
---

## 関係法令等

事業を計画するにあたっては、関係法令等を必ず入手し、内容を十分確認してください。

- ・介護保険法
- ・介護保険法施行規則
- ・米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・米子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- ・米子市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則
- ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日付厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚生労働省告示第126号）
- ・指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚生労働省告示第128号）
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日付厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
- ・「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成24年3月16日 老高発0316第2号・老振発0316第2号・老老発0316第6号）
- ・厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成12年厚生省告示第22号）
- ・厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成12年厚生省告示第23号）
- ・厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第25号）
- ・厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年厚生省告示第26号）
- ・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）
- ・厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29号）
- ・鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金交付要綱
- ・米子市補助金等交付規則